

## 中国の人口センサスと戸口問題

田 島 俊 雄

### 一 はじめに

中国では一九八二年七月一日午前零時現在を期して人口センサスが実施され、五一八万人にのぼる調査員が全中国の人口を対象に、姓名、性別、年齢、民族、学歴、職業、職種、不就業の状態、配偶関係、それに出産状況等の項目について調査を行なった。センサスの結果にかんしては同年一〇月に速報が出され(第一表参照)、また一〇%抽出の結果も八三年七月に主要数字が公表されている。<sup>(1)</sup>

一九四九年の中華人民共和国成立以降、これまでに五年、六四年の二度にわたり人口センサスが実施されており、今回は三度目ということになる。またそれ以外の

年次についても人口推計が行なわれており、それらの数字は今日の段階で利用可能である。<sup>(2)</sup>

ともあれ今回の人口センサスは、一〇億人を超える人口を対象にした悉皆調査であり、加えて出産状況等の人口動態にかかわる調査項目も含まれるなど、いうならば世界に前例のない、史上空前の規模で行なわれたセンサスと評価することも可能であろう。しかもセンサス速報で公表された事後調査(部分再検査)におけるクオリティ・チェックの成績は、人口数について調査漏れが〇・五六%、重複調査が〇・七一%、したがって純過大計算が〇・一五%と、センサスがきわめて完全性の高い調査であったことを示している。<sup>(3)</sup>

このように今回の人口センサスの完全性が高かった理

第1表 国家統計局公報にみる82年センサスの主要数字

1. 総人口 10億0,817万5,288人(台湾、香港、マカオを除く) 過去18年の年平均増加率2.1%(年平均1,742万1,863人増)
  2. 性別 男 5億1,943万3,369人(51.5%)  
女 4億8,874万1,919人(48.5%)
  3. 各民族の人口 漢族 9億3,670万3,824人(93.3%)  
少数民族 6,723万3,254人(6.7%)
  4. 学力別人口 大学卒程度 441万4,495人  
大学課程修了程度(成績が規定水準以下で卒業できなかった者、在学中の者) 160万2,474人  
高校程度 6,647万8,028人  
中学程度 1億7,827万7,140人  
小学校程度 3億5,516万0,310人
- 12歳以上の人口における文盲・半文盲人口 2億3,582万0,002人
5. 人口動態(1981年) 出生児数 2,068万9,704人(出生率2.091%)  
死亡者数 629万0,103人(死亡率0.636%)  
自然増加数 1,439万9,601人(自然増加率1.455%)

出所:『人民日報』1982年10月27日。

由として、国家統計局の李成瑞局長は、(1)戸口(後述のように、日本の戸籍および住民票を合わせたような内容をもつ)の点検を事前に行なったこと、(2)事前訪問を実施したこと、(3)本調査の直後に再点検を行なったこと、の三点を指摘している。<sup>(4)</sup>すなわち第一に、八一年初めより八二年三月にかけて戸口登記簿を点検し、六・一%の重複人口、五・四%の登記漏れ人口を是正し、第二に調査員の事前訪問により三・〇%の重複人口、二・五%の登記漏れ人口を是正し、さらに第三に、事後点検により

○・一%の重複調査、○・二%の調査漏れを是正したという。

第二、第三の措置はともかくとして、第一の戸口制度の点検を前提にセンサスを実施することは、第二回センサス以来の中国の人口センサスにおける最大の特徴である。のみならず、後述のように現行の戸口登記制度は第一回の人口センサスを基礎として形成されたと考えられるなど、人口センサスと戸口制度は中国において密接不可分の関係にある。

本稿では以下、こうした戸口制度との関係を中心に、中国の人口センサスが抱える問題点について、若干の検

討を試みる。

- (1) 國務院人口普查弁公室、國家統計局人口統計司編『中國一九八二年人口普查一〇%抽樣資料的主要數字』中國統計出版社、一九八三年。
- (2) 六四年の第二回センサスについては最近に至るまでその概要、および結果が公表されず、他の出版物(たとえば地圖出版社編『世界地圖冊』地圖出版社、一九七二年)に示された省別人口数から間接的に數字を拾えるにすぎなかった。
- (3) センサスでは一般に調査漏れの數字が重複調査の數字を上まわり、通常の場合、前者から後者を差し引き、純過小計算の數字を求めることになる。しかし今回の中国の人口センサスではこれが逆になっており、この点で若干の留保を要する。すなわち相対的に人口の重複登記の傾向が強いということになる。
- (4) センサスの本調査は基本的に戸主もしくはそれに代わる者が出頭し申告する形で行なわれた。事前訪問は逆に調査員が調査対象を訪問する形で行なわれた。
- (5) 「一次高質量の人口普查—國務院人口普查領導小組副組長、國家統計局局長李成瑞答新華社記者問」(『人民日報』一九八二年一〇月二八日)。

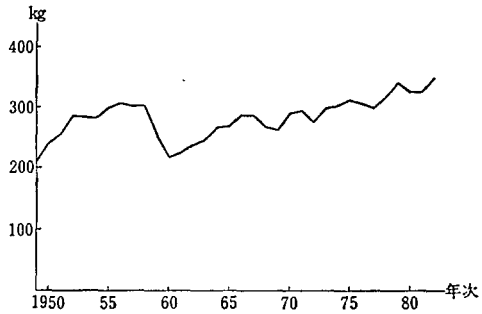
## 二 戸口制度

中国において人々の社会生活を律する最も重要かつ基本的なものとして、戸口関係、糧食関係、それに人事関係の、いわゆる三つの「関係」がしばしば指摘される。

戸口関係とは戸口(直接的には世帯および人口の意味であるが、前述のように戸籍および住民票に相当する)制度を通じた居住機会の保証、糧食関係とは米穀の分配・自家保有(一般の農村)、配給(都市および工芸作物に特化した農村、飯米の不足する農村)を通じた食の機会の保証、人事関係とは、「档案」と呼ばれる一種の身上調書を通じた就業機会の保証を意味する。これらの三つの「関係」を確保することが中国社会において人々が平穩に生活するための必要条件であるが、逆にこれらの「関係」をもたずに生活する場合には、國家の保証が得られないという意味で、さまざまな困難に直面せざるをえない。政策当局はこれらの「関係」を通じ、人口移動を統制し、大衆の衣食住をコントロールすることに一定程度成功しているともいえる。

戸口関係と糧食関係の意味するところは、実質上同義である。住民は戸口の所在地(登記地)において飯米の分配・保有を確保しもしくは配給を受けることができる。

第1図 国民1人あたりの糧食生産



注 糧食とは米麦、雑穀、イモ類、大豆の総称。イモ類については重量5単位を糧食1単位に換算する。  
出所：国家統計局編『中国統計年鑑1983』中国統計出版社、1983年、103、158ページより計算。

農村すなわち人民公社に戸口がある場合には、生産隊における統一分配または請負契約にもとづく自家保有の確保を通じ、米穀の消費が保証される。都市住民の場合、戸口登記簿を管理する公安派出所の証明にもとづき、居住地区の糧店(米穀小売店)より一定量の米穀の配給が保証される。<sup>(2)</sup>都市・農村を問わず、居住地区もしくは他の地域で外食する場合には、いわゆる「糧票」(食糧キップ、もしくは外食券)を持参することが、主食の購入

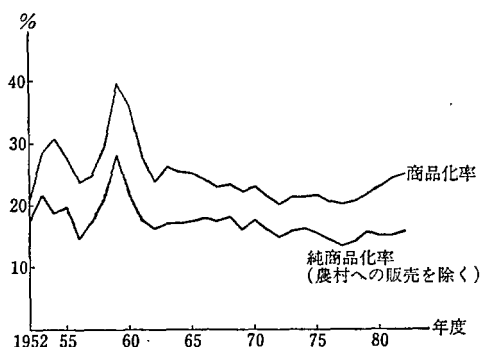
または安価な購入の必要条件となる。戸口関係、糧食関係にかかわる統制が、結果的に計画経済における人口・労働力配置の重要な手段となっている点、ここから理解することができよう。

こうした統制は、戦時下から戦後にかけて日本においても存在したわけであるが、それはともかくとして、これらの統制が現在の中国において存在する背景として以下の点が指摘できる。

第一に、米穀の需給関係がこの間必ずしも十分に改善されていない。ここ数年、米穀の生産は比較的順調で、かつ人口増加も抑制されており、中国の定義という糧食の国民一人あたりの生産量は伸びているが(第一図参照)、所得水準の向上、消費需要の高度化、すなわち飼料用穀物に対する間接消費の増大傾向に鑑み、米穀生産の相対的不充分性は否めない。<sup>(3)</sup>

第二に、非農業人口の規模を制約する米穀の商品化率が、同様に十分な改善をみていない(第二図参照)。端的にいえば農業の労働生産性が低いということにもなるが、その他、農村における過剰人口の滞留、政府買付価格の低さに起因する自家消費の増大、それに輸送のネ

第2図 糧食商品化率の推移



注1. 4月より翌年3月末までの年度で計算。  
 2. 商品化率はいずれも国家管理にかかわる商品糧食で計算。  
 出所：前出『中国統計年鑑1983』393ページ。

ックといった点を低商品化率の理由として指摘できよう。  
 第三に、米穀を大量に輸入して需給緩和をはかるには、外貨準備、港湾設備等の面で制約がある。ここ数年、中国は小麦を中心に年間一〇〇〇万トンを超える穀物輸入を行なっているが、港湾設備の立遅れは否めない<sup>(4)</sup>。外貨準備については八二年下半期以降、顕著に増大していると伝えられるが、主要な外貨獲得源である石油輸出は頭うちとなっており、かつ貴重な外貨は工業の近代化に不

可欠な生産財やプラントの輸入に優先的に使用したいところである。

第四に、以上を包括する最大の理由として、資本蓄積の不足を指摘できよう。工業が発展し雇用は拡大したものの、いまだ都市の失業を解消するには至っていない。加えて社会資本投資の立遅れから、都市人口もしくは農村非農業人口の増大を極力抑制せざるをえない状況に、中国は置かれているといえる。

こうして農村から都市への人口移動は厳格に制限され、都市における農村労働力の雇用は戸口・糧食関係の移動をとまわらない臨時的なものにほぼ限定されるようになっていく。これまでは大学進学と並び、軍隊の入・除隊を契機とする農村から都市への人口流出もみられたが、現在ではこれも難しくなっている。また都市・農村にまたがる婚姻についても、農村から都市への戸口の移動は困難である。とりわけ中国は母系制の戸口制度をとっており、農村戸口（人民公社の戸口）をもつ母親から生まれた子女は、やはり農村戸口に入れられることになる。こうした場合、農村の側では常住地が他所にある戸口人口を抱え、しかもそれらに対し米穀の分配を義務づけら

第3図 常住人口登記表

戸主及身 戸主关系	姓名		曾用名		性別	年齢
出生時間		出生地		籍貫		
民族	婚姻 状況	文化 程度	家庭 出身	个人 成份	兵役 状況	宗教 信仰
工作单位		职务	单位地址	登記日期		
年 月 日 由				迁来本市		
				由本市 迁来居住		
注籍戸口日期及原因						
記事						

れることになる。後述のように、今次センサスにおいてもこうした戸口所在地と常住地の乖離をどのように把握するかが大きな問題となっている。

現在の戸口登記制度は一九五八年の「中華人民共和国戸口登記条例」<sup>(5)</sup>で定められた内容が基本的に継承されているものと思われる。

これによれば、中国国籍をもち中国国内に居住する公民は、常住する一カ所の地点で戸口登記を行なうことが義務づけられ、出生、死亡の事由が生じた場合には、すみやかに登記または抹消しなければならないとされる。

戸口登記は、公安派出所を設置している城鎮の場合には公安派出所で、設置していない鎮（小都市）または人民

公社にあっては鎮人民政府または人民公社から分離された郷人民政府<sup>(6)</sup>で行なわれる。居住者を有する単位、例えば都市においては居民委員会<sup>(7)</sup>、改組後の人民公社においてはかつての生産大隊に相当する村民委員会がこれに協力することになっている。

戸口登記簿は前述のように公安派出所もしくは鎮、郷の人民政府に保管される。城鎮すなわち都市の場合には各戸ごとに戸口登記簿の写しにあたる戸口簿が備えられ、農村の場合には生産隊もしくは生産大隊を単位としてこれが発給される模様である。戸口簿は第三図で示したような戸主および世帯員ごとの常住人口登記表よりなる。

そして戸口の移動をともしない臨時的な人口の移動については、身分を証明するものとして各人ごとの登記表の携行が義務づけられる。ちなみに常住地以外の都市に一定期間寄留する場合、寄留地の戸口登記機関に対する申告が義務づけられ、旅館に宿泊する場合には、旅館における旅客登記をもってこれに代えられる。すなわち中国の旅館は公安部門の管轄下にある。

公民が居住する戸口管轄区から転出する場合、とりわけ農村から都市に転出する場合、まず労働管理部門の採

用証明書または入学証明書、もしくは都市戸口登記機関の転入許可証明を居住地の戸口登記機関に持参し、転出手続きを行なう。しかる後に、転入地においてすみやかに転入手続きを行ない、米穀等の配給を受けられるようにする。すなわち、これらを済ませ衣食住を確保してはじめて通常の市民生活が可能となる。

- (1) 中国ではこれまで、米穀の統制とともに綿製品についても配給制度が敷かれていたが、八三年末以降、後者の統制は撤廃されている。すなわち衣・食の機会のうち前者についてはすでに無差別に保証されていることになる。
- (2) 七九年以降、都市においても自由市場が復活し、米穀の自主流通も一部可能になっているが、安価な飯米を確保するためには、やはり国家からの配給が不可欠である。
- (3) 詳しくは田島稿「中国の食料需給と流通・価格政策」『農業総合研究』第三八巻第二号を参照されたい。
- (4) 田島稿「中国の食糧問題と対外関係」(紙谷ほか『世界の食糧戦略』有斐閣、一九八三年)を参照されたい。
- (5) 『中華人民共和国法規彙編』第九巻所収。なお邦訳(国谷知史訳)が『中華人民共和国主要法令集・第二集』(中国研究所、一九八一年)に収録されている。
- (6) 八三年秋の段階で人民公社の「政社分離」が決定され、八四年一杯かけて行政組織としての郷人民政府が人民公社から分離されることになっている(中共中央・國務院「関

於実行政社分開建立郷政府的通知」(『國務院公報』一九八三年第二三三号)。

- (7) 居民委員会の役割および性格については、国谷知史「中国都市居民委員会」(『中国研究月報』一九七九年三月号、通巻三七三三号)に詳しい。

### 三 センサスと戸口制度

これまで三度にわたる中国の人口センサスは、いづれも国民概念に立脚し、第二回を除き常住地主義の原則で行なわれた<sup>(1)</sup>。すなわち第一、第三回センサスの場合、中国籍を有する者につき、その常住地において人口調査が実施されている<sup>(2)</sup>。

第一回センサスは、「全国人民代表大会および地方各级人民代表大会の選挙の準備として選挙人登録を行ない、かつ国家の経済・文化建設のために正確な人口数学を提供すべく」<sup>(3)</sup>、一九五三年の七月一日を期して実施されている。のみならず、第二表に示したように、前後して末端の行政機構、治安組織、大衆組織が形成され、かつ戸口管理および米穀統制が制度化されており、人口センサスがこうした整備の一環として実施されたことは明らか

第2表 センサスおよび戸口制度にかかわる略年表

年 月 日	記 事	備 考	
1950. 5. 1	「中華人民共和国婚姻法」施行	公安派出所による戸口管理を打出す。	
51. 7. 16	公安部「城市戸口管理暫行条例」公布		
52. 8. 11	“ 「治安保衛委員会暫行組織条例」公布	末端党・政組織の整備。	
53. 4. 3	政務院「普通選挙の準備として全国人口調査登記を実施することについての指示」		
“	「全国人口調査登記弁法」公布	}米穀流通の統制。	
4. 17	政務院「農民が盲目的に都市に流入するのをやめさせるための指示」		
7. 1	第1回人口センサス実施		
11. 23	政務院「糧食の計画買付と計画供給の実施にかんする命令」		
“	「糧食市場管理暫行弁法」公布		
54. 12. 31	「城市街道弁事処組織条例」公布		
“	「城市居民委員会組織条例」 “		
“	「公安派出所組織条例」 “		
55. 6. 9	國務院「経常的な戸口登記制度を設立することについての指示」		}買上げ、配給にいたる米穀統制制度の確立。
8. 25	「市鎮糧食定量供給暫行弁法」公布		
“	「農村糧食計画買付・計画販売暫行弁法」 “		
56. 1. 13	國務院「農村における戸口登記、統計工作および国籍工作を公安部門に移管することについての通知」	}統制農産物の統制外流通の禁止	
12. 30	“ 「農村人口の盲目的他出防止についての指示」		
57. 8. 9	“ 「国家の計画買付・統一買付にかかわる農産物その他の物資の自由市場への持込みを禁止する規定」公布		
58. 1. 9	「中華人民共和国戸口登記条例」公布		
64. 2	「第2回人口センサス登記弁法」公布		
7. 1	第2回人口センサス実施		
78. 秋	供出完遂を条件に統制農産物(綿花を除く)の自由市場における流通を公認		
80. 7. 1	江蘇省無錫市および無錫県にてセンサス試行		
81. 1~82. 3	戸口登記簿および常住人口の点検		
82. 2. 19	「第3回人口センサス弁法」公布		
7. 1	第3回人口センサス実施		
10. 27	国家統計局「1982年センサスの主要数字にかんする公報」		
12. 6	公安部「農村における戸口受理問題を解決するための伺い」		



である。

他方第二回センサスは、一九五八年の大躍進政策を契機とする混乱、五九年から六一年にかけての自然災害をうけ、六四年七月一日を期して実施されている。その場合、センサスの実施規定<sup>(4)</sup>によれば、「常住戸口の所在地」(傍点—引用者)において人口調査を受けることが義務づけられている。常住地すなわち戸口所在地というのが、第二回センサスの建前である。

ただしこの規定には、常住戸口所在地から他出して一年以上の「自由流動人口」については流入地において調査を受ける旨、明記されている。これをもって第二回センサスにおいても常住地主義が貫かれているとする見方も可能であろうが、その場合、「自由流動人口」の具体的な中身が問題である。たとえば「機関、企業、および基本建設等の単位で働く臨時工」については常住戸口の所在地で調査を受ける旨、規定されており、戸口の移動を伴わずに他出して一年以上経つ者すべてが「自由流動人口」に含まれるとするには無理がある。すなわち、「自由流動」ではなく、正規の単位に臨時雇用され、常住戸口所在地を離れて常住する者については、常住地で

なく常住戸口所在地においてセンサスを受けさせる、ということになると思われる。

周知のように一九五八年の大躍進政策を機に、中国では農村人口が都市へ大量に流入し、その後の自然災害の時期にこれらの流入人口の多くは農村へ帰されている。その数は一九六一年のみで二〇〇〇万人にも達したといわれる<sup>(5)</sup>。また六四年センサスを契機に都市の定義が改められ、また都市区域内の人民公社員は一律に農村人口とみなされるなど、移動統制を含め、都市および農村の人口区分はこの時期、従来にも増して厳格なものとなっている。

こうした状況から判断し、「常住戸口所在地」すなわち戸口登記地において人口調査を行なうことは、政治的・経済的にきわめて重大な意味をもったと考えざるをえない。当局より半ば公認された転出部分を除き、「自由流動」により「非合法」に他出した部分にとっては、常住戸口所在地以外で人口調査を受けることは、ただちに強制送還を覚悟せざるをえない状況にあったのではないか。第二回センサスが、戸口制度に全面的に依拠するとともに、戸口管理の強化に役立てられたことは、セン

サス実施規定に掲げられた次のような一節によつても明らかである。<sup>(7)</sup>

「人口センサスの後、国家建設のために正確な人口資料を経常的に提供すべく、人民公社秘書および生産大隊会計係の要員を固定し、戸口登記および人口統計の任務を担わせなければならぬ。人民公社、生産大隊兩級の戸口管理制度を打ち立て、もしくはこれを正常なものとし、出生、死亡、転入、転出の四項目の変動を確実に登記し、すみやかに人口動態を把握するとともに毎年二回、戸口を照合しなければならぬ。」

ともあれ、こうして実施された六四年の人口センサスの結果は、長らく公表されることなく、七〇年代に至つてはじめて間接的な形で示され、八二年に出版された『中国統計年鑑一九八一』（国家統計局編、中国統計出版社刊）の段階で、その概要が正式に発表されている。

さて今回の第三回センサスは、常住地主義をとつていゝるものの、戸口制度に依拠するという限りでは第二回と変わりないように思われる。センサスに先立ち前述のように戸口の点検が行なわれ、次いでセンサスでは、点検された戸口登記簿と戸口の移動を伴ふ転入・転出を対

照する形で、常住人口の把握が行なわれている。

すなわち、世帯ごとに設けられるセンサスの調査票は、

常住世帯員（戸口の移動を伴わず他出して一年未満の者を含む）ごとの個票と世帯単位で記入する欄よりなる。

常住世帯員の個票には戸口登記の状況を選択肢にもとづいて記入する項目があり、これによつて戸口の移動をもなわぬ常住地への転入が把握される。この選択肢は、(1)当地に常住し戸口も当地にある、(2)当地に一年以上常住し、戸口は他の地にある、(3)当地での居住は一年以上満たないが、戸口登記地より離れて一年以上経つ、(4)当地に住むが戸口をそもそももっていない、<sup>(8)</sup>(5)元々当地に住むが、現在国外で仕事もしくは学習中で、一時的に戸口をまたぬ、の五つに分かれ、どれか一つを選択することになる。これらの該当者が常住人口であり、該当しない者、すなわち戸口移動をともなわず他出して一年以上の転出者、同じく戸口登記地より離れ一年以内の転入者は当地での調査対象とはならない。他方、世帯単位で記入する欄には、常住世帯員数、一年間の出生・死亡数、それに戸口を残しながら他出して一年以上経つ者の数および姓名、性別を記入することが義務づけられている。こ

うして戸口登記簿と常住人口のズレはすべて把握されることになる。つまり統計が完全であるかぎり、戸口をそのままに転出して一年以上経つ者の数は、戸口の移動なく転入して一年以上の者および戸口登記地を離れ一年以上経つ転入者の合計と、全体で一致する。そして戸口登記人口に無戸口人口および海外勤務もしくは留学の人口を加えれば、マクロレベルにおいて常住人口と一致することになるからである。

いふなればセンサスの実施はとりも直さず戸口登記簿の再点検でもある。第二回センサスと同様、今回のセンサスでもその実施規定において、センサスを機に戸口の管理体制を強化しよううたわれているが、センサスの性格に基本的な変化がみられなかった点、みてとることができよう。<sup>(11)</sup>

(1) 中国では第二回センサスについても常住地主義で行なわれたとしているようであるが(『人口普查浅説』編写小組『人口普查浅説』中国統計出版社、一九八二年、二三ページ)、行論で述べるようにこの見解には重大な疑問がある。

(2) 国民概念に立脚する場合、台湾、香港、マカオの人口の取扱い、および中国籍を有し、かつ常住地が国外にある

者、とりわけ華僑の取扱いが当然ながら問題になる。このうち台湾等についてはそれぞれの地で行なわれた人口調査の統計で代替させている。華僑については第一、第二回センサスの場合、國務院(政務院)の直屬機関である華僑事務委員会の統計を援用したが、第三回センサスでは調査が行なわれていない。

(3) 中央人民政府政務院「全国人口調査登記弁法」(『中央人民政府法令彙編』第四卷)。

(4) 「第二次全国人口普查登記弁法」(國務院人口普查弁公室、国家统计局編『中国人口普查主要文件』一九八三年)。

(5) 小島麗逸「社会主義建設と都市化」(同編『中国の都市化と農村建設』龍溪書舎、一九七八年)。

(6) 国家统计局編『中国統計年鑑一九八一』中国統計出版社、一九八二年、四九五ページ。すなわち、中国の都市・農村人口の統計には、一九六三・六四年を境に統計上の断層があるので注意を要する。なお、都市・農村人口の定義はその後八二年センサスを機に再度改められており、例えば国家统计局編『中国統計年鑑一九八三』(中国統計出版社、一九八三年)などでは、これに従って六四〇八一年までの都市・農村人口を組み替えている。

(7) 前掲「第二次全国普查登記弁法」第一八条。

(8) 第一節注(2)参照。

(9) 原文は「特定」すなわち定まるのを待つという意味であるが、調査員に対する記入の手引きによるかぎり、戸口

を現在ためたぬことをいう（「關於第三次全国人口普查表的  
填寫説明」〔前掲「中国人口普查主要文件」〕）。

(10) 「第三次全国人口普查弁法」〔國務院公報〕一九八二年  
第五号)。

(11) ただし第二回センサスと第三回センサスの間に、状況  
の変化がみられることも事実である。第一節で述べたよう  
に、今日では戸口登記地と常住地の分離が、いわば政策的  
要因によって増大しており、またこうした事態に伴い、国  
家統制以外の、いわゆる米穀の自主流通も広範にみられる  
ようになってきている(第二節注(2)参照)。

#### 四 むすび

戸籍にもとづく人口調査は日本においても一八七一年  
の戸籍法の布告以降、数回にわたって実施されている。  
これは戸籍原本に登録された人口を集計するもので、も  
とより現行の中国のセンサスとは異なるものであるが、  
いわば法律人口をもって事実人口を間接調査する限界ゆ  
えに、こうしたやり方は早々に改められ、日本では一九  
二〇年以降ほぼ現行と同様の方法で人口センサスが行な  
われるようになって<sup>(1)</sup>いる。

一方、中国においても戸口制度もしくは配給制度に依

拠した人口調査については、六〇年代および七〇年代を  
通じ、当時の最高首脳みずからその問題性を認める発言  
をしている<sup>(2)</sup>。これらの発言の基本的な主旨は、戸口制度  
や配給制度に依拠するかぎり、いわゆる幽霊人口を排除  
することが困難で、人口統計は高い方にバイアスがかか  
らざるをえないというものである。六四年センサスの結  
果が長らく公表されなかった背景として、最高首脳みず  
からこのように認識していた点を指摘することも可能で  
あろう。

しかし他方、戸口制度によるかぎりセンサスの数字は  
過小評価になるとする批判もある。アメリカの人口学者  
J・エアードは一九八二年の段階で、当時断片的に入手  
可能であった人口の静態統計および動態統計の整合性を  
検討し、六四年センサスの数字は過小評価であると指摘  
している<sup>(3)</sup>。その理由としてエアードは、六四年センサス  
が基本的に依拠した当時の戸口制度そのものが不完全で  
あったとし、かつ八二年センサスにしても戸口制度を前  
提とするかぎり、戸口の登記漏れに起因する調査漏れは  
不可避免であると結論づけている。

エアードの依拠したデータには、一九六〇年前後の、

第3表 中国の人口および人口動態

年次	総人口 (年末数) (万人)	人口増加率 (対前年比) (%)	人口動態		
			自然増加率 (%)	出生率 (%)	死亡率 (%)
1949	54,167		16.00	36.00	20.00
50	55,196	19.00	19.00	37.00	18.00
51	56,300	20.00	20.00	37.80	17.80
52	57,482	20.99	20.00	37.00	17.00
53	58,796	22.86	23.00	37.00	14.00
54	60,266	25.00	24.79	37.97	13.18
55	61,465	19.90	20.32	32.60	12.28
56	62,828	22.18	20.50	31.90	11.40
57	64,653	29.05	23.23	34.03	10.80
58	65,994	20.74	17.24	29.22	11.98
59	67,207	18.38	10.19	24.78	14.59
60	66,207	△14.88	△ 4.57	20.86	25.43
61	65,859	△ 5.26	3.78	18.02	14.24
62	67,295	21.80	26.99	37.01	10.02
63	69,172	27.89	33.33	43.37	10.04
64	70,499	19.18	27.64	39.14	11.50
65	72,538	28.92	28.38	37.88	9.50
66	74,542	27.63	26.22	35.05	8.83
67	76,368	24.50	25.53	33.96	8.43
68	78,534	28.36	27.38	35.59	8.21
69	80,671	27.21	26.08	34.11	8.03
70	82,992	28.77	25.83	33.43	7.60
71	85,229	26.95	23.33	30.65	7.32
72	87,177	22.86	22.16	29.77	7.61
73	89,211	23.33	20.89	27.93	7.04
74	90,859	18.47	17.48	24.82	7.34
75	92,420	17.18	15.69	23.01	7.32
76	93,717	14.03	12.66	19.91	7.25
77	94,974	13.41	12.06	18.93	6.87
78	96,259	13.53	12.00	18.25	6.25
79	97,542	13.33	11.61	17.82	6.21
80	98,705	11.92			
81	100,072	13.85	14.55	20.91	6.36
82	101,541	14.68	14.49	21.09	6.60

出所：国家统计局編『中国統計年鑑1983』中国統計出版社，1983年，103,105ページ。

いわば大躍進、自然災害による人口変動のもっとも激しい時期が欠落しているか、もしくは弱いという難点があり、この点でその主張には限界があるように思われる。六〇年前後の時期を含む時系列的な人口動態統計は八一一年の時点で中国において公表されており、またその後八

三年に出された『中国統計年鑑一九八三』で、一九四九年以来の人口にかんする静態統計および動態統計が、比較可能な形で示されている（第三表参照）。これらによるかぎり、一九六〇年前後の中国における人口変動は、エアードのみならず大方の中国研究者の予

想を超える激しいものであり、少なくとも六〇年にかんしては、人口の純減があったことになる。すなわちこの時期、食糧危機により死亡率が上昇するとともに出生率が低下し、自然増加率がマイナスに転じた模様である。

エアードの六四年センサス批判の論拠の一つは、六四年センサスに依拠するかぎり五〇年代と七〇年代の数字がつかまらないというものであるが、こうした時系列データの公表により、その批判は半ば解消したことになる。

ただし、近年公表されるようになった人口にかんする諸統計には、それぞれの間に数字上の不突合がみられる。とりわけ静態統計から計算される人口増加率と動態統計から導かれる自然増加率が異なる点、検討を要する。この問題は、エアードがつとに指摘しているところでもあるが、第三表によるかぎり、六〇年代前半を除き一般に静態統計から導かれる人口増加率は自然増加率を上まわる。しかもその乖離の程度は、人口の海外移出入をもつてしても説明のつかないレベルに達していると思われる。しかしこうした点にかんしては、冒頭で引用した李成瑞の談話の中で一定の説明がなされている。その説明は次の通り。

「これまで若干の地域では出生人口を転入人口として報告してきた。総人口には影響ないものの、出生率は低くなることになる。八〇、八一年の人口出生率が国家統計局の年次統計公報に示されなかったのは、そのことが原因である」(傍点―引用者)。

第三表にみられるように、八一年の人口動態については八二年センサスで把握され、結局八〇年の数字のみ空白のまま残されたことになる。

ともあれこの説明から判断し、年次ごとの人口動態調査および動態調査は一応分離された形となっているが、いずれも戸口登記に依拠して行なわれる模様である。そして現状では、出生数の抑制が至上命令として地域の幹部に課せられ、その結果、地域に与えられた出生枠を超える部分については、数字の操作で糊塗する傾向が生じているものと思われる。こうした傾向は近年の厳格な産児制限に鑑み、理解しうるものである。のみならず李成瑞の説明は、計画出産が全国的に取り組まれた時期、すなわち一九七〇年代以降における対前年人口増加率が人口動態調査より導かれる自然増加率を上まわる事態を説明するものとして、やはり有効性をもつと思われる。

他方、六〇年代前半における逆の現象については、この時期の食糧情勢に鑑み、最高首脳の発言にみられるような出生数の過大申告もしくは死亡率の過小申告が背景にあるようにも思える。しかし同様の傾向は五〇年代にも当然ながらありうることで、かならずしも合理的な説明とはならない。こうした点については年末人口統計および年次別人口動態統計の取り方についての詳細な解説が与えられてはじめて、解明の糸口が与えられると思われる。

ともあれ、今日の段階で末端の戸口登記機関において何らかの形で数字の操作が行なわれるとして、それが果たして出生率の操作のみにとどまるのであろうか。この点、人口調査の数字に直結するかどうかは別にして、今回のセンサスに付随して戸口登記の問題が改めて表面化している事実注目する必要がある。センサス終了後の八二年一二月、公安部は「農村の戸口受理問題を解決するための伺い」を國務院に提出し、次のような事実を明らかにしている。<sup>(7)</sup>

「ここ数年、農村における戸口受理の問題は年ごとに深刻になっている。例えば、都市（戸口の男性）に嫁

いだ農村女性を強制的に転出させ、またはその戸口を抹消し、生まれた子女も無戸口者としてしまう。退職して郷里に戻ってきた者、他出して帰ってきた者、刑期満了で釈放された者、離婚して実家に帰ってきた者、（党・政府の）帰郷方針に従って帰ってきた職員・労働者の家族等に対し、『土地が狭く人が多い』として戸口を受理しない。公社員の正常な結婚についても戸口受理に制限を設ける。嫡男のいない家庭が婿をとる場合に戸口を受理しない。さらに若干の地域では、割当てられた計画出産の指標からはみ出す出生児については、『指標外につき入籍を認めない』と規定している、等々」（カッコ内―引用者）。

戸口登記の問題が耕作地の配分等、戸口を受理する側の利害に直接結びついており、かつ基層幹部の勤務評定にも結びつきかねないだけに、深刻な事態が一部で発生しているように思われる。

ただし以上の記述によるかぎり、八二年センサスにおいて戸口登記人口と常住人口の乖離が良好に把握されていると評価することも可能であろう。戸口受理を拒否されている者にとって今回のセンサスは、その不当性を訴

える絶好のチャンスであったに違いない。逆に、前に触れたセンサスの調査票および個票の内容を想起すれば明らかのように、今回のセンサス自体、こうした実態の把握を念頭に設計されたと判断することもできる。ただしその場合、申告しやすい事態を把握することと、申告しにくい事態を把握することは当然ながら別の問題である。

中国の人口センサスが完全性の高い調査であるとする冒頭の説明は、戸口登記にもとづき転出入および常住人口を調査するかぎり、他のやり方に比べてエラーが少ない、といういわば一般論として解釈すれば理解できないわけではない。ただしこれまで明らかにしたように、中国の戸口制度は米穀の配給や産児制限、それに人口の計画的配置の問題と不可分の関係にある。戸口を前提とするかぎり、センサスもしくは事後調査においてこれらの問題に抵触する公然・非公然の人口変動および人口移動をありのままに把握することが果たして可能であろうか。また人口を過大もしくは過小申告する事態をどこまで回避しうるのか。

正確な調査が行なわれる上で、虚偽の申告を防ぎ事実の申告を促す何らかの誘因が与えられるか、もしくは厳

重に秘密が保持されることが、当然ながら必要条件となる。センサスのそもそもの目的の一つに戸口管理の強化がうたわれることは、そうした条件の整備とはまさに逆行するものであろう。その意味で今回のセンサスは、戸口管理の強化によって何らかの不利益を蒙る者にとって、やはり歓迎すべからざるものであったと思われる。

中国の人口統計に対するエアードの批判については、行論で述べたように少なからぬ問題があるようにも思える。しかし戸口制度を前提とするかぎり統計上のバイアスは避けられないとするそもそもの主旨は、現在でもなお有効なものと考えられよう。

(1) センサスはその後基本的に五年に一度実施されているが、一九四五年以前の調査では調査時点での「現在人口」が、五五年以降は現在の中国と同様の「常住人口」が調査され、五〇年の場合にはその両者が調査されている。

(2) 一九六五年の段階で人口問題について毛沢東中国共産党主席(当時)に問い質したエドガー・スノーは、その時の問答を次のようにまとめている。

「…私は毛主席との会見で、その前年に実施されたといわれる『抽出調査』(悉皆調査の誤まり——引用者)の



結果を教えてもらえないか、と尋ねてみた。毛主席は、彼にも本当のところ分らないのだと答えた。六億八〇〇万から九〇〇〇万という者もいるが、それは信じられない。それほど多いはずがあるうか、と。『綿布の配給券からだけでも、かなり正確に推計できるのではありませんか?』

と私はきいた。毛主席は、農民たちが時々問題を混乱させるのだ、と指摘した。解放以前の農民は、子どもが蔣介石の軍隊にとられるのを防ぐため、特に男の子の出生を隠し、戸籍にも入れなかったものだ。だが解放後は、子供の数は多く、土地は少なく届け、また天災による被害は誇張し、収穫量は少な目に申請する傾向が出てきた。今では子どもの出生は直ちに届け出るが、死亡は、何カ月も報告されないことがある。出生率はかなり下ったに違いないが、死亡率の低下の方がずっと大きいのではないか。……(エドガー・スノー/松岡洋子訳『革命、そして革命……』朝日新聞社、一九七二年、六九ページ)。また、李先念副総理(当時。現国家主席)は七二年八月、日本からの訪中代表団と会談した際、次のように語ったという。

「中国の人口については自分でもよくわからない。食糧問題関係部門では八億人以上、農業支援工業部門では八億人以下というっており、正確なところは不明だが、七億

五〇〇万人以上であることは間違いない」(熊野正平ほか『現代中国の展望―その近代化をめぐる―』カルチャー出版社、一九七五年、七二ページ)。

(3) John S. Aird, "Recent Demographic Data From China: Problems and Prospects", Joint Economic Committee, Congress of the United States, *China Under the Four Modernizations: Part 1*, 1982.

(4) 張懷宇『人口理論概説』河南人民出版社、一九八一年、八三ページ。なおこのデータを使った分析として、越沢明「人口および人口問題」(中国研究所編『新中国年鑑』一九八二年版、大修館)および田島俊雄「人口問題からみた中国経済」(『経済セミナー』一九八二年一〇月号、通巻三三三号)がある。

(5) 死亡率が上昇し人口増がマイナスに転じたことをもって、この時期の中国で飢饉による餓死が大量に発生したと指摘する向きもある(『毎日新聞』一九八三年一月一日)。こうした可能性は否定しえないが、死亡率の上昇即ち餓死の発生とするのは短絡であろう。栄養不足による他の疾病の発現ということも十分にありうる。

(6) 『人民日報』一九八二年一〇月二八日。

(7) 『國務院公報』一九八二年第二一号。(東京大学助教授)